



社会福祉法人横浜訓盲院

評価結果

2013年11月13日

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関第26号 横浜市福祉サービス第三者評価指定機関第17号

評価実施機関：特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター
〒231-0013 横浜市中区住吉町2-17 金井ビル201号

TEL045-228-9117・FAX045-228-9118

<http://www.yresearch-center.jp>



実施概要

事業所名	社会福祉法人 横浜訓盲院	
最終報告書作成日	2013年11月13日	(評価に要した期間 7か月間)
評価機関	特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター	

*評価方法

1. 自己評価	<p>【実施期間：2013年5月20日～2013年6月19日】</p> <p>職員会議で趣旨等を説明して、常勤・非常勤すべての職員が記入。各個人が記入したものをもとに、各部、各フロアー会議で検討、意見交換しながら、1項目ずつ確認・合意した。それを持ち帰って、各部、各フロアーチーフ・主任、施設長で協議・合議してまとめた。</p>
2. 利用者家族アンケート調査	<p>【実施期間：2013年6月1日～2013年6月20日】</p> <p>配付：協力を得られる利用者の家族(34世帯)に対して、施設側からアンケート用紙を配布。</p> <p>回収：該当する家族より直接、評価機関宛てに無記名で返送。</p>
3. 訪問実地調査	<p>【実施日：2013年7月1日、7月10日、8月22日】</p> <p>第1日目 午前：書類調査、利用者観察。 昼食：利用者と一緒に昼食。 午後：書類調査。施設長・主任に面接調査を実施。利用者への個別面接を実施。夕食の様子を観察。</p> <p>第2日目 午前：書類調査、利用者観察、施設長・主任にヒアリングを実施。看護師、栄養士、非常勤職員、中堅職員に個別にヒアリングを実施。 昼食：利用者と一緒に昼食。 午後：書類調査。若手職員、ベテラン職員に個別にヒアリングを実施。施設長・主任にヒアリング後、意見交換を行う。</p> <p>第3日目 午後：施設長・主任に確認事項等についてヒアリングを実施。</p>
4. 利用者本人調査	<p>【実施日：2013年7月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的コミュニケーションの取りやすい利用者5人を事業者が選定。 ・職員は同席せず、個室において、子ども1人あたり約15分程度の聞き取り調査を実施。

評価結果についての講評

(評価できる点、独自性のある点、今後期待される点、工夫改善点などについての総括)

【施設の概要】

障害児入所施設 横浜訓盲院は、視覚障がいをはじめとする様々なハンディキャップを抱えた子どもの養育と自立を支援する施設です。JR京浜東北線山手駅から徒歩 8 分程の閑静な住宅地の中、小高い丘の斜面に立地した 4 階建ての建物からは、子ども達の元気な声が聞こえてきます。

施設の入所定員は 50 名で、そのうちの大半が児童相談所の措置決定に基づく入所となっています。障がいや家庭の事情など入所理由は様々ですが、子ども自身や家庭の課題から、自宅での生活が困難となり、児童相談所の保護を受け入所に至る場合が多くなっています。また、平成 18 年の障害者自立支援法施行後は、身体・知的・精神の 3 障がいの一元化に伴い、視覚障がい以外の障がい児や被虐待児の受け入れを積極的に推進し、平成 24 年には障害児入所施設に体系を変更して、様々な障がいや課題を抱える子ども達の支援を行っています。

横浜訓盲院は、明治 22 年に発足した「盲人福音会」を礎に、関東大震災や太平洋戦争による横浜大空襲など、激動の時代を乗り越え、私立学校から私立盲学校、盲児施設と体系を変えながら 124 年もの長い歴史を刻んで来ました。昭和 29 年からは「社会福祉法人横浜訓盲院」として施設運営を開始し、現在も全国で数少ない視覚障がい児施設として、その専門機能を発揮しています。また、平成 13 年には全国で初となる視覚障がい者グループホームを設立するなど、先駆的な取り組みを行って来た経緯もあります。

創立以来 1 世紀以上が経過した現在においても、子どもの存在と可能性を大切にす設立当時の精神は脈々と受け継がれ、基本理念のもと、施設全体で「子どもの権利・個性を尊重し子ども一人ひとりの自立に向けた支援」の実践に取り組んでいます。

1. 評価できる点

子どもの希望や個別性を尊重した通学援助と余暇活動支援

障害児入所施設 横浜訓盲院では、基本方針の一つである「児童の特徴を生かし、児童一人ひとりの能力を伸ばす支援」の実践として、子どもの状況に応じた通学援助と、個々の才能や個性、希望に基づいた余暇活動の支援を行っています。

子どもの通学先は、「子どもの進路や自立を考慮した学校選択」に鑑み、施設に近接した学校法人の視覚障がい児者専門教育機関である「横浜訓盲学院」をはじめ、横浜市立盲特別支援学校や地元の横浜市立立野小学校、仲尾台中学校のほか、神奈川県立金沢養護学校や横浜市外の小中学校など、様々な学校への通学を認めています。通学には施設職員が付き添い子どもと一緒に登校したり、通学路に立って見守りを行うほか、施設車輛による送迎も実施して子ども達の登下校中の安全確保にも配慮しています。また、送迎の際に担当教員と随時情報交換を行ったり、授業参観や家族懇談会など様々な学校行事へ担当職員が赴いたり、施設で開催する性教育の勉強会に学校の教員を招いたり、折に触れ学校関係者との接触機会を増やし、相互の連携強化に努めています。

そのほか、余暇活動支援にも力を入れており、子どもの社会体験の機会として、居住フロアごとに毎月様々なレクリエーション活動を実施しています。活動内容はピクニックやプール遊びのほか、水族館やプラネタリウムなど公共施設の利用や、モノレールの乗車体験なども実施しています。また、初詣や花火大会、果物狩りなど季節を感じられる活動も積極的に取り入れています。活動の内容は、子どもの意見や要望を積極的に反映し、計画に盛り込んで実施しているほか、子どもの年齢や障がい状態、子ども同士の相性などを考慮し、大人数による実施ではなく、小グループで複数回実施するなど、子どもの負担を軽減しながらより活動を楽しめるよう配慮しています。

さらには、子どもの要望を尊重し、学校の部活動や地域のサークル活動等への参加についてもサポートを行っています。特徴的な事例として、障がい者スポーツの世界大会に選抜された子どもに対し、海外遠征のための様々なバックアップを行った事例や、音楽の才能がある子どもの可能性を伸ばすため、より高次のレッスンを受けられるよう、専門講師を調整し関係団体へ資金協力の要請を行った事例などが報告されており、それぞれが輝かしい結果を残していることも確認されています。

2. 独自性のある点

職員の主体性を尊重した「ヒヤリハット」の取り組み

施設では、支援業務において発生したインシデント事例（重大事故への発展可能性がある潜在的事例）を記録・考察して職員間で共有し、事故防止に努めているほか、施設独自の取り組みとして、事故防止とは異なる視点から業務改善を図ることを目的に「権利擁護ヒヤリハット」を推進しています。

「権利擁護ヒヤリハット」は、個々の職員が日常の支援場面で目にしたり体感した事例を通じて各々の行動を分析し、内省を踏まえて以後の対応策を提示する形式を採っています。個々の職員から寄せられた事例は、専用の様式に記載してファイルに保管し、定期的に情報集約と内容の吟味を実施して、子どもに対する接遇態度や支援内容のあり方を検討し、施設全体で共有することとしています。また、「権利擁護ヒヤリハット」では、子どもの支援に関する内容だけでなく、職場内の環境改善や施設全体の質向上を目的に、「マイヒヤリハット」として職員から改善提案を募るよう工夫されており、職員から寄せられた意見をもとに、様々な業務改善も実施しています。

このように、子どもの権利擁護を重視し、その実践を通じて施設全体の質向上を図る取り組みは、横浜訓盲院の独自性として評価できると考えます。

3. 工夫改善点

子どもの自立支援の更なる充実化に向けた、児童相談所との連携体制強化を

現在、施設の入所児童の大半が児童相談所の措置決定に基づく入所となっており、施設では児童相談所と連携して支援の方向性を定め、家庭復帰や自立など個々の目標に向けた支援を行っています。また、子どもの健康や就学状況、進路などをはじめ、家族状況等に变化がある場合は随時児童相談所に報告し、情報を共有して対応を実施しています。その反面、視覚障がいの専門施設が全国的に少なく、遠方の県・市から入所となるケースも多い実情から、児童相談所の場所によっては連絡・調整の頻度に格差があり、緊密な連携がなされていない状況も散見されています。支援者と子どもの「二者関係による支援」が中

心となりがちな施設入所においては、より客観的で多面的な支援を行う上で、児童相談所とのタイムリーな情報共有は必要不可欠です。

また、子どもの自立や家族との関係改善、子ども一人一人の目標に沿った支援に際して、入所前の状況や家族背景のほか、子どもの生育の経緯や地域の情報など、当該地域の児童相談所が持つ情報を活用した、密接な情報共有と連携が大変重要です。今後、地域により格差のない児童相談所との効果的な連携体制の構築に期待します。

職員の更なる資質向上に向けた、研修体制の充実化を

障害者自立支援法及び改正児童福祉法による障がいの一元化に伴い、入所対象の児童が拡大されたことから、現在施設では視覚障がい以外の子どもや被虐待児の受け入れを積極的に実施しており、視覚障がいのない子どもが全入所児童の約 4 割を占める状態となっています。

また、被虐待児や重複障がい、発達障害の児童など、医療面や心理面で配慮が必要な子どもが多数在籍する現状に鑑み、職員の専門性と支援技術の向上を喫緊の課題と捉え、チューター制（新任職員と中堅職員による 1 対 1 の指導体制）に基づく OJT 研修の実施や、支援技術、性教育など様々なテーマに沿って外部講師を招き、内部研修を実施するなど、職員の資質向上に尽力しています。

しかしながら、日常業務との兼ね合いから外部研修への参加機会が少ないほか、非常勤職員の内部研修への参加機会は確保されていません。今後は、外部研修の積極的な活用とともに、非常勤職員にも受講可能な研修機会を確保するなど、更なる効果的な研修体制の構築が望まれます。

また、障がいや児童福祉関連施設の一元化に伴い、様々な事情や障がいを抱えた子どもに対する適切なケアの実践に向けては、子どもの健全な「養育」と共に医療や心理なども含めた「療育」に関する研修機会を確保するなど、内容の充実化を図ることも重要です。そのほか、チューター制に直接関与しない中堅層の職員に対しても、更なるスキル向上に向けた研修機会を確保するなど、施設全体で職員の資質向上を図る取り組みに期待します。

安全で快適な住環境の提供に向けた、早急な対応を

現在施設には、視覚や身体的な障がいをはじめ、様々なハンディキャップを抱えた子どもが多数在籍していますが、築 46 年を経て老朽化が目立つ施設建物は、小高い丘の斜面を利用した 4 階建ての構造であることから、浴室や食堂などの共有スペースの利用に際し、上下階への頻繁な移動が必要な状態となっています。また、施設内はバリアフリー化されていないほか、エレベーター等の設備がなく、視覚や身体障がいなど移動に支援が必要な子どもはもとより、支援する職員にとっても、大きなリスクと負担が伴う状況となっています。施設として、老朽化した施設建物の改築や移転等について検討を重ねていますが、子ども達が安心して快適な生活を送ることが出来るよう、早急な対応が望まれます。

社会情勢の変化に伴い、児童福祉や障がい児福祉の動向も先行きが不透明な中、法人・施設においても様々な事情や課題もあると考えますが、施設理念・基本方針である「家庭的な雰囲気での生活支援」や、施設理念とともに掲げられた児童憲章前文「児童は良い環境の中で育てられる」の実現を目指して、1 日も早い施設環境の改善に向けた取り組みに期待します。





分類別評価結果



「ひょう太マーク」は、各評価分類の水準を表しています。

3 つ：高い水準にある 2 つ：一定の水準にある 1 つ：改善すべき点がある

評価領域 子どもの尊重

評価分類	評価の理由（コメント）
<p>- 1</p> <p>子ども本位の理念</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 施設理念として「子どもの基本的人権の尊重と自立支援」「家庭的な雰囲気の中での養育支援」を掲げているほか、基本方針にも「児童の特徴を生かし、一人ひとりの能力を伸ばす支援」を明示しています。また、子どもの個性を尊重し、障がい特性にも配慮した対応に努めています。 施設理念・基本方針は、業務マニュアルや年度事業計画において、児童憲章(日本国憲法に基づく児童の権利宣言)の前文とともに明記し、全職員に配布して周知するとともに、適宜説明も行っています。一方、理念・基本方針の職員の理解・浸透状況を確認する機会は設定されておらず、職員ごとに認識の差異が生じています。
<p>- 2</p> <p>子どものニーズを正しく把握した施設支援計画（個別支援計画）の作成</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 子どものアセスメントは、児童相談所から送付された児童記録票や心理診断記録票をもとに、施設独自のアセスメントシートを用いて健康面やコミュニケーション、進路、社会参加等の様々な観点から情報収集と状況把握を行っています。 子どもの個別支援計画の作成・見直しは、フロア毎の全支援職員をはじめ、看護師や栄養士など複数職種が参加して検討を行っています。子どもの個別支援計画は、総合的な目標のほか長期目標と短期目標に分け、段階的に支援しています。支援目標は、子どもの成長・発達や障がいに関する内容、親子関係の修復など、一人一人の状況に応じて課題を設定しています。主治医や外部機関の臨床心理士など専門家の意見も随時取り入れています。 個別支援計画の作成・見直しは、児童相談所の支援方針に基づき、随時児童相談所へ連絡・報告を行うとともに、策定した個別支援計画を所管の児童相談所に書面で送付し、状況を報告しています。 一方、子どもの状態変化等に応じた個別支援計画の見直しや改定は実施されていません。また、可能な場合には計画内容に子どもの意見・要望を反映していますが、子どもに対する計画内容の説明や同意は充分に行われていません。 近隣県・市の児童相談所とは密な連携を行っていますが、遠方の場合など一部の児童相談所との間では緊密な連携体制は確保されておらず、格差が生じています。

- 3

子どもの状況の変化に応じた適切な支援の実施





- ・子どもの状況は「個人台帳」「児童育成記録」「看護記録」等のファイルを整備して基礎情報を整理しているほか、フロアごとに「児童記録」ファイルを整備し、子どもの日々の状況を記録して職員間で情報共有しています。
- ・集団行動の苦手な子どもに対し、食事時間をずらして個別対応をしたり、視覚障がいの状況に合わせて居室の照明の明るさ調整を行うなど、子どもの障がいの特性に応じた柔軟な支援を実施しています。
- ・子どもの担当は、愛着関係の形成や信頼感を尊重し、継続的な関わりを重視するとともに、子どもの家庭環境や生活背景、年齢、発達段階などに応じて設定・配置を行っています。
- ・フロアごとに毎月定例でケース会議を開催し、全入所児童の状況把握と支援内容の検討を実施しています。また、外部機関から臨床心理士を招き、事例検討を通じて専門的な意見を取り入れ、心理面に配慮が必要な子どもの支援内容に反映しています。
- ・支援内容の変更にあたっては、年1回定期的な見直しを行うにとどまり、子どもの状態変化に応じた随時の見直しは実施されていません。また、児童相談所と連携・協議して支援方針の共有化に努めています。しかし、遠方の児童相談所とは十分な連絡調整が行われていない場合もあり、児童相談所によって格差が生じています。
- ・職員間の業務引継ぎは、毎朝の連絡会議を通じて全体的な情報共有を行うほか、フロアごとに朝・夕の引継ぎを実施していますが、日中の中間勤務の業務引継ぎは実施されておらず、個々の職員の確認状況により情報の理解・把握に差異が生じています。

- 4

快適な施設環境の確保



- ・施設内の清掃は、団体や企業による清掃ボランティアのほか、職員も随時清掃を実施し、年1回定期的にワックスがけも行っています。各所にルームエアコンを設置して空調管理しているほか、採光や換気を随時行い、冬季は加湿器も設置しています。また、階段手摺の金具部分に保護材の設置や、肢体不自由児の移動負担軽減を目的に、施設外部に浴室を増築するなど、可能な限りの環境改善に努めています。
- ・居室にはパソコンや音楽デッキなど、スペースの許す範囲内で私物の持ち込みが可能となっています。居室は個室と多床室で構成され、子どもの成長に応じて居室を変更し、高校生以上の子どもには個室を提供しています。一方、多床室には間仕切りを設置して個別空間の確保に努めていますが、入り口が共用でスペースの分離が難しく、プライバシーの確保は困難な環境となっています。
- ・昭和43年建築の施設建物は、築46年が経過し老朽化が目立つほか、傾斜地に立地し階段が多く、エレベーター等の追加設置も困難であることから、身体的な障がいのある子どもには生活しづらい居住環境と

	<p>なっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居室及び共有スペースは概ね清潔に保たれていますが、トイレなど場所によって汚れや臭気が残存する状況も確認されています。
<p>- 5 苦情解決体制</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の苦情受付及び苦情解決体制を明確化し、主任・副主任を苦情受付担当者に、施設長を苦情解決責任者として配置し、重要事項説明書や入所案内にも記載して入所時に説明を実施しています。また、施設内に苦情箱を設置して、苦情・要望の把握にも努めています。 ・寄せられた苦情・要望は、フロア会議や全体会議で内容を報告し、検討・協議して改善を図ることとしています。具体例として、職員からの改善提案に基づき、視覚障がいのある子どもの誘導場面において、利用者の視点で前後左右を伝えるなど、より具体的で分かりやすい説明と対応を職員間で統一化した事例が報告されています。 ・施設の第三者委員として、前法人理事長と理事の2名を任命していますが、苦情解決体制の更なる公平性・透明性確保に向け、第三者委員の変更・選任は現在調整中となっています。また、第三者委員に子どもや家族が直接意見を伝える機会がなく、第三者委員の活用について積極的な広報・周知は行われていません。 ・過去の苦情・要望の内容や対応は、「児童記録」など日々の子どもの記録の中に記載するにとどまり、苦情・要望の情報を集約したり、内容を整理・検討し、改善に活かす取り組みは行われていません。
<p>- 6 子ども一人ひとりにあった自立生活の実現にむけての支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念に「基本的人権を尊重し、自立を支援する」ことを掲げるとともに、援助方針においても「自立の精神を養い、自分の力で歩いていける人間を育成する」ことを明示しています。 ・健康管理や身辺整理、礼儀挨拶、学習、対人交流、季節に応じた衣習慣獲得など月別に支援目標を設定し、子どもの成長を促す関わりを行っています。また、毎月外出レクリエーションを企画して、買い物や調理、公共施設の利用、自然散策等の社会経験の機会を提供しています。子ども同士で掃除や洗濯当番などの役割分担も実施して、協調性や社会性の獲得と生活力向上に努めています。 ・全国で初の視覚障がい者グループホームを設立した経緯があり、現在2ヶ所のグループホームを運営し、更に今後もグループホーム増設の検討を重ねています。 ・子どもの自立生活の実現に向けては、児童相談所と方針を共有するほか、学校とも随時情報交換を実施して支援方針のすり合わせを行い、支援方針の共有化を図っています。 ・家庭復帰や他施設への転所など、退所が想定される場合には、移行先の施設と連携して体験入所を実施するほか、退所後の生活状況に合わせて支援内容を変更するなど、個別に支援プログラムを策定して職員

間で対応を統一し、退所後の生活に円滑に順応出来るようにしています。


- ・個々の子どもの状況に応じ、自立に向けた支援を実施していますが、自立生活の実現に向けた具体的なプロセスや、退所計画を含むマスタープランの策定には至っていません。また、退所後のフォローアップは、訪問や電話相談など適宜対応していますが、専任職員の配置が困難な実情から、職員の兼任による対応にとどまり、記録整備も未実施となっています。
- ・子どもの障がいや自立生活の移行に向け、必要に応じて福祉保健センターや地域活動ホーム等との連携を実施していますが、自立生活実現に向けた関係機関との十分な連携体制は未構築となっています。
- ・子どもごとに個別の支援目標を掲げ、自立に向けた支援を行っていますが、施設外での自立生活の実現に向け、施設生活への円滑な適応を図るための基準を設けたり、子ども一人一人の明確な自立像を策定するまでには至っていません。

- 7


家族への支援



- ・虐待などの理由により、児童相談所の措置決定に基づき入所となる子どもが多い実情から、子どもと家族の関係性に配慮し、慎重な対応を行っています。子どもの生活状況を家族に伝える場合は、事前に児童相談所に確認した上で家族への情報提供を行うこととしているほか、子どもの意向も加味して方法や頻度を決定することとしています。
- ・家族の施設行事への参加等については、児童相談所に必ず確認するとともに、子どもの意向も聴取して慎重に実施の是非を判断することとしています。参加が可能な家族に対しては、職員が事前に電話等で行事の開催を案内し、参加の呼びかけを行うほか、参加できない場合でも、連絡が可能な家族に対しては、行事の際のスナップ写真や子どもが作った作品を送付するなどして子どものようすを伝えていきます。
- ・家庭復帰や家族再統合を目指す子どもについては、帰宅や自宅外泊、家族との外出を段階的に進めるとともに、実施の際は必ず児童相談所に連絡し確認を行っているほか、自宅での過ごし方についても事前に子ども・家族と話し合い、自宅で落ち着いて過ごせるよう助言・指導を行っています。また、自宅周辺の社会資源や地域生活を支える情報の提供にも努めています。
- ・施設の基本理念・方針は、入所案内や要覧に基づき説明を行うこととしていますが、措置入所で家族との接触が限られる場合もあり、家族等への理念・方針の積極的な説明や、家族等の意向を聴取するための取り組みは実施されていません。
- ・入所児童の家族に関する情報は、児童相談所と随時連携して支援の方向性の共有化を図り、協議・検討の上で家族関係の調整を行っています。

	<p>す。しかし、施設独自の家族関係調整に係るプログラムは策定されていないほか、家族に対して発達や養育についての助言等の関わりは児童相談所に一任し、施設と児童相談所による効果的な連携の実施には至っていません。</p>
<p>- 8 学校・児童相談所との連携</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状況に応じ、隣接の訓盲学院をはじめ地域の幼稚園や小中学校、特別支援学校など様々な学校への通学支援を実施しており、通学時の同行や見守りのほか、施設車輛での送迎も行っています。 ・学校行事や参観日、懇談会などに職員が出席するほか、学校への送迎時にも随時意見交換を行い、施設・学校間の情報共有と意思疎通に努めています。また、随時ケース会議を開催し、通学先の担任や児童相談所の職員等を交えて協議・検討を行っています。 ・子どもの進路や進級・進学などの方針は、児童相談所や学校と連絡・協議して方向性の共有化に努めています。また、児童相談所の方針に沿って家族関係調整や退所後の支援目標を設定し、個別支援計画にも内容を反映しています。 ・子どもや家族の状況に変化がある場合は、随時管轄の児童相談所へ連絡するほか、個別支援計画を必ず児童相談所へ送付し、状況を伝えています。一方、遠方の児童相談所との間では、連携頻度や内容に差異が生じています。

評価領域 子どもへの支援の実施内容

評価分類	評価の理由（コメント）
<p>- 1 入退所時の対応</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 施設や支援内容に関する説明は、児童相談所から事前に行うとともに、子どもの理解状況に応じて入所後も随時説明の機会を設け、柔軟に対応を行っています。また、子どもが入所に不納得な場合でも、児童相談所と協議して対応を実施し、子どもが理解・納得できるよう配慮して対応しています。そのほか、家族との離別など子どもの抱く様々な不安・葛藤を受け止め、子どもの気持ちに寄り添う支援の実践に努めています。 年度ごとに施設パンフレット（要覧）を発行し、施設の援助方針や支援目標、具体的な支援内容等を明記して準備しています。利用契約を行う際には、施設重要事項説明書に基本理念や援助方針等を明記し、説明を実施しています。なお、措置のケースの家族に対しての説明は児童相談所と連携しながら、適宜説明を行っています。 子どもの障がい特性や入所前の生活状況等の情報は、児童相談所から送付される児童記録表や心理診断書等の情報提供書類に基づき情報把握を行っています。健康面や生活面、コミュニケーション、就学・進路、社会参加など様々な要素から情報収集を実施し、独自様式のアセスメントシートを活用して職員間で情報共有を図っています。 子どもの施設利用の意思確認は、事前に児童相談所から説明し意向の確認を行うほか、児童相談所から確認時のようすを事前に聴取し、子どもの理解状況の把握に努めています。また、子どもの発達状況や理解度に合わせながら、体験入所の際に声かけをしたり入所後の生活の中で随時意見を聞くなどして、施設利用に理解が得られるように配慮して対応しています。ただし、施設利用について本人に説明した経緯や内容、本人の意思などは、家庭環境などの状況により、すべてを把握するには至っていないため、入所後に子どもの表情や行動傾向など生活の様子を確認しながら意向把握に努めています。 子どもの退所にあたっては、児童相談所と協議・検討して方向性を定めているほか、退所時期についても随時連絡を取り合い調整し、退所後に利用できる制度やサービス、福祉事業所等の生活情報を提供しています。また、職場体験等の機会を確保するとともに、グループホームや障がい者施設等の情報提供も実施しています。退所後の生活については、入所前の住所地に戻る場合も多いことから、退所後の支援は所管の児童相談所や市区町村の障がい担当課職員に委ねることとしており、退所後の支援を行うための職員配置は行っておらず、継続的な相談支援は実施していません。 退所にあたり、子どもの生活状況等の情報は、児童記録等の資料に基

づいて家庭や移行先の成人施設へ書面や口頭で状況説明を行っています。また、理解が可能な子どもに対しては直接説明を行うほか、体験入所の機会を通じて子どもが理解を得られるように配慮しています。

- ・18歳以上の子どもの入所及び契約更新にあたり、障害児施設給付費制度（利用契約制度）について、子ども及び家族等に対して利用契約書や重要事項説明書に具体的に記載しているほか、必要に応じて補足説明を行うなど、子どもの保護者にも分かりやすいよう配慮して対応を行っています。なお、契約による利用は10名となっています。障害児施設給付費制度（利用契約制度）の説明は、事務長または主任が担当していますが、全職員が内容を理解し、説明出来る体制の整備を行っています。
- ・18歳以上の子どもの利用契約締結にあたって、契約内容について保護者等が理解しやすいように説明を行い、不明な点について確認を行い、契約時の状況や保護者との話し合いの内容について児童記録に記載し、職員間で情報共有しています。なお、児童相談所の措置決定による入所の際は必ず児童相談所の職員の立ち会いを得るほか、契約による利用の場合でも、必要に応じて児童相談所や市区町村の障がい担当課の職員に立ち会いを依頼するなど、第三者の関与が得られるよう配慮しています。

- 2
コミュニケーションの支援



- ・視覚障がいの子どもの対し、自身の意思表示のためのサインの方法や、指文字・点字等の指導を行っているほか、言葉による意思表示が難しい場合には絵や写真を使って表現出来るよう支援するなど、子どもの年齢や障がいに応じた表現方法の獲得のための支援を行っています。
- ・コミュニケーションの困難な子どもには、“身振りサイン表”に身振りや写真、指文字、点字の利用などそれぞれの表現方法を記載し、個別の表現方法を個人台帳や育成記録に記載し、関わる職員全員が理解し共有しています。
- ・子どもにわかるように伝える方法についてフロア会議で取り上げ、課題や工夫、成果を育成記録に領域毎に分け詳細を記載し、関わる職員全員が共有しています。

- 3
子ども一人ひとりの障害の状況や発達課題に応じた支援の実施[食事]



- ・食事を楽しめるような工夫として、年5回開催される給食委員会を通して、子どもの嗜好調査の内容や職員の検食結果等を参考に検討・協議し、子どもの要望を献立に反映しています。例えば、誕生日を迎える子どもの希望を献立に取り入れたり、メニューの選択が可能なセレクト献立を実施するほか、絵本などに登場する料理やアニメキャラクターを模したお弁当など、子どもが楽しめる食事の提供にも努めています。

ます。汁物などは温めなおしたり、デザート類は冷蔵して食事の直前に提供するなど配慮しています。ただし、喫食時間に幅があるため、主菜や副菜などは常に適温による食事提供を完全に実施するまでに至っていません。




- ・職員給食委員会を設置し、栄養士・施設長・事務長・主任・副主任・看護師・フロアチーフが参加して食事内容の検討・協議を行い、子どもの健康づくりを目標に、食事の量や栄養をはじめ嗜好面にも配慮し、子どもの体調や疾病等の状況に応じて、児童のニーズに応じた食事を提供できるよう努めています。また、部活動への参加等で帰着の遅い子どもには、食事を取り置きし、子ども自身が電子レンジ等で加熱できる様に配慮しています。
- ・食事時間は朝 7:00、昼 12:00、夕 17:30 に設定し、一定の食習慣形成獲得のための支援を実施しています。また、夜遅くまで勉強する子どもには、夜食としておにぎりを準備するなどの配慮も行っています。はしや食器は、年齢や障がいの程度等に併せて使いやすいものを用意し、発達段階に応じて使い方を習得できるように支援するほか、児童給食委員会を設置し、フロア代表の児童が参加して給食の感想や献立の要望を伝えるなど、子どもが主体的に取り組めるような環境づくりに努めています。また、休日レクリエーションのプログラムの中で買い物や外出の際に外食を適宜取り入れ、社会体験と一般的なマナーの獲得機会を確保しています。




- 3

子ども一人ひとりの障害の状況や発達課題に応じた支援の実施[衣服]



- ・衣習慣の習得について、衣服は子どもの好みを尊重し、自由に選べるようにしているほか、職員が同伴して購入に出かけたり、休日の自由時間やレクリエーションの外出プログラムの機会を活用し、子ども自身が衣服を購入出来る機会を設けています。気候や生活習慣をはじめ、汚れてしまった場合の着替えなど状況に応じた選択と更衣を行えるよう支援しています。
- ・複数人数の居室では、個々の収納スペースを確保して、各々が衣類や持ち物を管理することで所有感が得られるようにし、誰もが覚えやすいようにタンスの何段目には何を入れるかを統一するなどの工夫をして、どの位置に何が入っているかを把握し、自分で管理ができるように支援しています。発達や障がいの状況に応じて、自分の衣類の洗濯・アイロンがけなどの習慣をつけるように支援し、自分で出来ることは自分でやるよう指導・助言を行っています。

<p>- 3 子ども一人ひとりの障害の状況や発達課題に応じた支援の実施[入浴]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 入浴支援については、入浴時の着脱衣はドアやカーテンを閉めた浴室内の脱衣所で実施するほか、必要に応じて個人スペースを活用するなど、障がいの状況に応じてプライバシーを確保して対応しています。入浴は毎日可能であるほか、希望がある場合や発汗等で汚れた場合など、必要に応じて入浴やシャワー浴ができるようにしています。また、子どもの希望や障がい特性に応じて、一人でゆっくり入浴したり、支援者と一緒に入るなど、個別の入浴に対応しています。
<p>- 3 子ども一人ひとりの障害の状況や発達課題に応じた支援の実施[排泄]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 排泄などの共通の支援については、業務支援マニュアル「排泄に関して」に基づいて行われています。子ども一人ひとりが適切な排泄習慣が身に付くように、自立支援計画（個別支援計画）に沿って、年齢や発達に応じてトイレトレーニングに取り組んでいます。トイレの清掃は、ボランティアによる清掃のほか職員が随時清掃していますが、トイレの場所によっては汚れや臭気が確認されていません。
<p>- 3 子ども一人ひとりの障害の状況や発達課題に応じた支援の実施[社会生活]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活に必要な生活習慣の習得について、金銭管理が可能な子どもにはお小遣いを自分で管理出来るよう、毎月の計画と実施状況などの記帳を習慣化して、金銭感覚や経済観念が習得出来るよう支援を行っています。例えば、洋服や日用品を自分で購入できる子どもには、最初は職員が同行しながら、徐々にひとりで出来るよう段階的に支援しています。 朝起きると直ぐに着替え・布団の片付けをすることを習慣づけ、自分から居室等の整理整頓、掃除等を行なうことができるよう支援しています。 日課は、チャイムで時間を仕切るのではなく、一日の流れの中で声をしながら、時計を見て自ら時間の管理が身に付くような支援に取り組んでいます。平日の下校後や休日は午前中に学習の時間帯をとり、学習環境の整備を行なうほか、学習支援ボランティアを導入し、学力や障がいの程度に応じた学習活動に対する個別の支援をしています。 施設での守るべきルールや約束事については、個別に子どもと相談しながら、テレビを見る時間やリビングでの過ごし方など、可能な限り子どもの意見を反映させています。社会生活でのルールやマナー、また対人関係の取り方などについて、フロアごとの支援計画で重点目標を定め、近隣地域の散歩や買い物などの体験を通じて、他者に迷惑をかけない、必要以上に大きな声で話をしないなど、子どもの社会性獲得のための支援を積極的に行っています。

<p>- 4 余暇・生活内容の自由な選択</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションの担当職員が決まっており、年間行事の立案にあたっては、公共機関を利用し社会体験に繋げるなどの重点課題を取り入れているほか、フロアごとに子どもの状況や意見を反映させ策定しています。 ・施設行事の企画・運営に子どもの参画を促すこととしており、目的地への経路や移動方法について、子どもの要望を反映するなど、子どもが主体的に取り組めるように支援しています。 ・学校の部活動をはじめ、施設外のサークル活動や習い事などへの参加を認めており、ピアノやブラインドサッカーなどの活動に複数の子どもが参加しています。また、参加時は施設職員が送迎を実施する場合もあるほか、大会参加の遠征に必要な支援や、より高次な音楽レッスンを受けられるよう、専門講師を調整するなどに際して、地元ライオンズクラブやロータリークラブなどの地域の慈善団体へ資金協力の要請を行った事例なども報告されています。
<p>- 5 健康管理・安全管理 [健康管理]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務支援マニュアル「健康管理について」に基づき、日中の体調変化の際の対応などの手順を定め、子ども一人ひとりの健康状態の把握を行っています。既往症に対する配慮や処置の仕方等については、全体会議やフロア会議に看護師も参加し、職員間で周知徹底に努めています。 ・感染症等発生の疑いが生じた場合の対応については、業務マニュアル「健康管理について」の項に明記し、対処の手順を共有して統一した対応を行っています。各業務マニュアルは、年1回定期的に見直しを実施しており、最新の情報を盛り込むほか職員からの改善提案等も反映して内容改訂を実施しています。一方で、マニュアルの改訂は主任・副主任が担当することとなっていますが、全職員が参加しての定期的な見直しは、行っていません。
<p>- 5 健康管理・安全管理 [安全管理]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設防災訓練を毎月定期実施しており、初期消火や避難誘導をはじめ、夜間想定や通報訓練など様々な状況を想定した訓練を実施しています。業務マニュアル「安全管理マニュアル」を作成し、事故・災害への対応をまとめ、職員間で共有化に努めていますが、施設の実情に即した内容整備と充実化に向け、現在見直し中となっており、今後、マニュアルを活用した職員研修の実施など、全職員への周知徹底が期待されます。 ・事故防止・事故対応マニュアルを作成しているほか、当直日誌において火の元確認や施錠、巡視など日々の安全管理のためのチェックリストを掲示・活用しています。また、隔月で事故防止委員会を開催し、施設長、事務長、主任、各フロアチーフ、看護師、栄養士が参加してフロア毎のヒヤリハット・事故事例の報告を行い、以後の対策につい

て検討・協議を行っています。服薬エラーの防止など、施設としての重点改善課題は、対応策を全フロアへ周知し、対応を統一するなど組織的な改善にも努力しています。ただし、事故防止に向けたマニュアルの整備や安全性確保のためのチェックリストの整備と、定期的な確認の機会は確保されていません。

- ・所在不明や受傷事故等に対して、看護師が迅速に処置・対応できる体制があり、嘱託医や警察など関係機関との連携を図っています。職員会議等の機会を通じて事故の報告、再発防止策の検討を実施し、改善策を実行しています。また、事故報告は児童相談所をはじめ横浜市など所管の市町村にも随時報告を実施しています。そのほか、事故防止に鑑み、日中の子どもの状況変化を重視し、落ち着きのなさや小さなトラブルなど子どもの変化に関する情報を業務引き継ぎで正確に伝達を行うよう配慮しています。
- ・不審者等の侵入防止策として、各出入口の施錠を行い、「関係者以外立ち入り禁止」の表示を各フロア入口に表記しているほか、施設裏側の出入口にセンサーライトを設置して対処していますが、丘の斜面を利用した建物の構造上、4階建ての各階に出入口が設けられ、時間帯によっては施錠されない状況も確認されるなど、安全管理上の課題も複数確認されています。不審者の侵入可能性がある危険箇所の把握や、有事の際の子どもの安全確保のための対応手順などについては、職員間で統一した認識の共有には至っていません。
- ・防災訓練実施要領に基づき、年間計画を立て、避難訓練・防災訓練等を月1回行い、実施内容を記録しています。訓練内容は、火災・地震・夜間等様々な状況を想定して行っています。また、地域の消防団と合同で年1回総合防災訓練を実施するほか、近隣の地域住民に家庭防災員として協力を得ています。
- ・災害時に備え、入所児童と職員に必要な食糧・物資の備蓄を3日分確保しているほか、中区の災害時特別避難場所としての指定を受け、有事の際の地域要援護者15名の受け入れを実施するための体制整備も行っています。
- ・児童相談所の保護による措置入所が多く、家族との接触が限られる実情から、災害発生時等に家族へ直接連絡するための体制は構築されていませんが、今後の災害時等に備え、家族への連絡体制整備の検討が望まれます。

子どもの権利の尊重



- ・施設理念として「子どもの基本的人権の尊重と自立支援」「家庭的な雰囲気の中での養育支援」を掲げ、事業計画の冒頭に、児童憲章前文より抜粋して明示するなど、子どもの権利擁護のための基準を明文化しています。子どもの権利について、理解出来る子どもには行使できることを伝えていますが、子どもの年齢や理解力に応じて判りやすく説明するよう、さらなる工夫が望まれます。
- ・子どもの権利擁護に向け、苦情意見箱を設置するほか、「苦情解決への取組みについて」のポスターを掲示し、苦情受付担当者、苦情解決責任者を明示し、横浜市福祉調整委員会やかながわ福祉サービス運営適正化委員会等の権利擁護機関を紹介することとしていますが、これまでに連携実績がありません。
- ・年度当初に施設長から全職員に対し、子どもの人格尊重について説明をし、理解を促しているほか、「権利擁護ヒヤリハット」として、全職員から子どもに対する不適切な行為について意見聴取のためのアンケートを実施しています。「権利擁護ヒヤリハット」では、子どもの支援場面で感じた不適切な対応に関する職員本人の内省とともに、他の職員の行動を指摘しながら改善提案を行う様式となっているほか、合わせて「マイヒヤリハット」として、更なる施設支援の質向上に向けた職場環境の改善提案を受け付ける様式となっており、職員の主体性を尊重し、改善に向けた取り組みを促す機会としています。
- ・子どもの気持ちや発言を引き出し、受け止められるよう努めていますが、施設体系の変更に伴い、重症心身障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある子どもの入所が増えています。個々の障がい特性に応じた適切な対応や十分な意向把握についてさらなる充実が望まれます。
- ・施設の支援方針として、いかなる場合でも児童に対する暴力は禁止行為であることを明示しています。就業規則や服務規程も明示し、内部研修等を通じて、直接的な体罰のみならず、命令的な言葉や態度等についても人権侵害行為であることを具体例を示して禁止しています。権利擁護や体罰等人権侵害行為防止に関する研修は定期的開催することが望まれます。また、セクシャルハラスメントについても禁止行為として明示するとともに、発生時の処分規定についても明文化して、職員間で認識共有することが望まれます。
- ・業務マニュアル「児童を支援する上での留意事項」において、個人情報の取り扱いについて規定し、個人情報に関する記録は、施設長室の施錠できるキャビネットに保管し外部に漏洩しないようにしています。また、全職員から毎年、守秘義務に関する誓約書の提出を義務付けていますが、個人情報の取り扱いに関する定期的な研修の設定な

ど、全職員に対する個人情報保護・守秘義務の周知・徹底に向けた取り組みは行われていません。

- ・子どもの正しい現状把握と自立心の育成に向け、子どもの発達状況や理解度に合わせて、可能な子には家庭状況の告知を行っています。告知に際しては、児童相談所と協議し、個別支援計画にも内容を盛り込み、施設内でケース会議を開催して告知の方法や内容について確認し、職員間で情報共有しています。
- ・「性教育委員会」を発足しており、年2回外部講師を招いて内部研修を開催し、性に関する正しい知識と理解が得られるよう、学習の機会を確保しています。研修会には職員のほか入所児童も参加して、相互の意識の共有化にも努めています。
- ・子どもの年齢や発達段階に応じた性教育のあり方について、性教育委員会を通じ職員間で話し合いを実施しています。なお、子どもからの性に関する相談は、職員が個別に対応を実施していますが、施設全体で認識共有と対応の統一化を図るなど、子どもがより安心して相談出来る体制づくりが望まれます。
- ・子どもに性差の先入観を植え付けないように、遊びや行事の役割、持ち物、服装などで性別による区別をせず、一人ひとりの好みや希望を尊重し、順番、グループ分け、整列などは、年齢や名前の順にし、性別にはしていません。
- ・女子に対して、生理時にプライバシーが保たれるよう生理用品の扱いや入浴時に配慮するほか、清潔を保つために必要に応じて、入浴やシャワーの利用が出来るよう配慮しています。
- ・男子に対して夢精等精通現象時のプライバシーが保たれるよう、思春期になると個室にするなど、個人の空間が確保されるよう配慮するほか、随時シャワーの利用等清潔を保つための配慮をしています。
- ・異性や同性に対する適切な接遇の仕方を身に付けることができるよう、日常の支援現場で、一人ひとりの障がい特性や発達段階による理解の状況に応じた支援を行うよう努めています。また、外部講師を招き、妊娠と避妊等についての学習や、支援におけるプライベートゾーンの重要性や人との距離感を保つことなどを学習する機会を作っています。

- 7

特に配慮が必要な子どもへの
取り組み




- ・アレルギー疾患を持つ子どもには、かかりつけ医の指示を受け、服薬や食事の配慮など、適切な対応を行っています。給食委員会があり、医師の診断に応じて献立を検討し、除去食や代替食等適切な食事を提供していますが、アレルギー疾患についての必要な知識や情報を全職員に周知する仕組み作りが望まれます。

- ・健康面や医療面において特別な配慮を要する子どもには、看護師がかりつけ医等の医療機関と連携し、フロア会議で発作や虚弱の状況、体温調整に配慮が必要な場合などについて情報を伝え、共有化を図っています。特に、配慮を要する子どもの日々の変化については、注意深く観察し個人台帳と育成記録に記録するとともに、フロア会議で取り上げ職員間の情報共有に努めています。
- ・問題行動や逸脱行動の改善プログラムが必要な場合には、児童相談所と十分な協議のうえ、作成する体制があります。児童相談所からの一時預かりなどで受入のケースもあり、今後施設としての方針を定めておくことが望まれます。
- ・児童相談所等との連携があり、虐待を受けた子どもには、必要に応じて心理の専門家から直接支援を受ける体制が整っています。また、児童相談所の精神科医等外部講師を招き、心理的な支援が必要な子どもへの対応や心理判定に関する研修の開催やケースカンファレンスでのスーパービジョンが行なわれています。
- ・外国籍の児童の入所はありますが、日本で育ったため、異なる文化や生活習慣への対応事例はありませんが、様々な環境で育って来た子どもたちが多く、外国籍に限らず、お互いの生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよう配慮しています。
- ・強度行動障害等社会的不適応行動のある子どもを受け入れた場合、その支援について、児童相談所と十分な連携を図る体制がありますが、受入実績はありません。
- ・いじめを見たり、自分がいじめを受けたりした時の対処法について、職員が日頃から子どもに説明し理解を促しているほか、いじめを発見した場合はいつでも職員に相談出来るよう、話しやすい雰囲気作りにも努めています。また、子どもからの申告は随時フロア会議で取り上げ、子どもの部屋割りを変更するなどの対策を行っています。なお、些細なトラブルであっても子ども同士のいじめに発展する可能性があることを踏まえ、子どもの声をより丁寧に受け止めるための意識を全職員が共有化することが望まれます。
- ・子どもが18歳を迎えた以後は、原則的に施設を退所することとなっていますが、隣接の「学校法人横浜訓盲学院」に通学する場合は、最長3年間の入所継続を認めています。また、退所にあたっては入所前の地域に戻るか、自立生活や就労等を希望するかなど、本人の希望をもとに児童相談所や福祉保健センター等と協議して方向性を決定しています。また、退所後の支援として、移行先の成人施設とも連携を図っています。
- ・未就学児の日課は、一人ひとりの発達の状態に応じて、起床・就寝や



食事の時間を、幼児の心身に負担がかからないように、設定しています。子どもたちの生活集団の編成にあたっては、未就学児（幼児）の発達段階や障がいの状況と、安全性を考慮し、職員に加えボランティアを配置し、支援を手厚くするなどの工夫をしています。

- ・未就学児の日中活動は、施設内での対応が中心で、活動プログラムの策定に基づく計画的な支援は実施されていません。子どもの障がい状況に応じて、療育センター等の専門機関の意見を取り入れた活動プログラムを策定し実践するなど、個々の発育や発達を促すための取り組みが望まれます。

評価領域 地域支援機能

評価分類	評価の理由（コメント）
<p>- 1 地域のニーズに応じたサービスの提供</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関との交流は、主任を窓口として、横浜市中区地区社会福祉協議会や自立支援協議会等の開催する会議・会合に出席するほか、区内の障害児余暇活動支援事業にも参画するなど、適宜交流と意見交換を実施しています。また、地元企業や地域住民から、様々なボランティアの協力を得ています。 ・業務マニュアルにおいて「関係者名簿」を整備し、児童福祉関係施設や学校、ボランティア、横浜市中区地区社会福祉協議会、福祉系大学や専門学校等の関係機関の連絡先をリスト化して、職員間で共有しています。また、医療機関や児童相談所、行政機関等との連絡手順や留意事項など、機関ごとの対応についても記載しています。 <p>一方で、入所児童のプライバシー保護を尊重し慎重な対応を行っていることから、地域住民と直接交流する機会は確保されておらず、地域の要望把握に向けた積極的な取り組みは行われていません。また、地域住民の子育てや障がい児の養育等に関する相談対応、講習・研修会の開催は実施されていません。</p>

評価領域 開かれた運営



評価分類	評価の理由（コメント）
<p>- 1</p> <p>施設の地域開放・ 地域コミュニティへの 働きかけ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の消防団と合同で防災訓練を実施したり、近隣住民に家庭防災員を依頼して協力を得ているほか、中区の災害時特別避難場所としての体制整備も行っています。また、区社会福祉協議会と連携し、学齢障がい児の余暇支援事業にも参画するなど、地域貢献と関係機関・団体との相互交流に努めています。 ・地元商店街を随時利用するほか、公営プールや野毛山動物園、湘南モノレール、横浜市電博物館などの公共施設の利用を通じて社会体験の機会を多数設定しています。また、地元町内会が主催する地域行事にも、積極的に入所児童が参加出来るようにしています。 ・子どもの希望に基づき、スポーツや文化サークルなどへの参加も積極的に支援する姿勢を持っています。障がい者スポーツの世界大会で代表に選ばれた子どもの海外遠征を支援したり、音楽の才能がある子どもに対し、より高次のレッスンを受けられるよう調整を行うなど、子どもの個性を尊重し、才能を伸ばすための取り組みを行っています。 ・被虐待児が在籍する措置施設としての経緯から、子どものプライバシーの保護に配慮し、広く地域住民が参加可能な施設行事の開催は行なわれていません。
<p>- 2</p> <p>支援内容等に関する情報提供</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市のホームページに施設情報が掲載されているほか、施設独自にホームページを開設して、広く一般に情報提供を行っています。また、施設広報誌「たんぼぼ」を発行して、福祉保健センター等の関係機関に送付するなどして適宜情報発信に努めています。入所児童のプライバシーに配慮し、必要に応じてマスキングするなどの対応を実施しているほか、新聞・雑誌等の情報提供媒体からの取材にも、慎重に対処する方針を採っています。 ・施設利用の相談や見学対応は、施設長または主任が担当し、パンフレットや入所案内、重要事項説明書等の書類に基づき説明をしています。また、施設見学は随時可能であることを説明し、利用希望者の都合に応じて見学日時を調整するなど、柔軟な対応を行っています。 ・施設入所のほか緊急一時保護や短期入所事業を実施しており、土日・休日に関わらず電話相談や見学希望にも対応出来るよう調整を行っています。施設の利用にあたっては、施設見学を通して設備や支援内容等について充分理解を得られるよう配慮しています。 ・施設ホームページや横浜市のホームページに掲載中の情報が更新されておらず、現在準備中となっているほか、広報誌の発行も不定期の状態となっています。

実習・ボランティアの
受け入れ



- ・保育士の施設実習を行っており、福祉系大学や専門学校などの実習生を多数受け入れています。なお、平成 24 年度は養成機関 25 校から 72 名の実習を受け入れています。
- ・実習生の受け入れマニュアルを整備し、職員間で受け入れ方針の共有化を図っています。実習担当は、保育士の有資格者として主任・副主任・フロアチーフの 3 名を選任し、助言指導を行うとともに、随時意見交換を実施して理解を深められるようにしています。
- ・実習目的として「保育士の育成」「障がい児・入所施設の理解」「保育士としての職業倫理・意識の醸成」の 3 点を明示し、併せて施設理念と援助方針、フロアごとの入所児童の障がい特性や配慮事項等についても説明を行っています。守秘義務の徹底についても説明し、守秘義務・個人情報保護の誓約書を取得しています。
- ・施設実習は、障がい児の特性や支援内容など生活全般について理解を得られるよう、実習期間中は全日施設に宿泊して行うこととしています。また、アイマスクを使用したプログラムを実施して視覚障がいの疑似体験を行うなど、効果的な学習と理解促進にも努めています。
- ・施設ボランティアは、個人や団体をはじめ地元企業などから約 100 名の参加を得ているほか、清掃・縫製・散髪・日中保育など様々な活動を受け入れています。導入にあたっては、初回参加時に施設理念や方針、子どもへの配慮事項等について説明を行っています。
- ・ボランティアの受け入れは施設長・主任が担当し、年度事業計画の「ボランティア活動表」に基づいて職員に周知するとともに、全体会議や連絡会議、フロア会議等を通じて情報共有しています。子どもに対しても、活動場面を通じて随時紹介を行っています。
- ・一方、ボランティアの受け入れマニュアルは策定されていないほか、ボランティアの活動状況の記録は行われていません。また、ボランティアに対し、入所児童のプライバシー保護について説明を実施していますが、守秘義務・個人情報保護に関する誓約書の取得には至っていません。
- ・年度末にボランティア懇談会を開催して意見聴取を行っていますが、意見や指摘事項等を施設運営に反映するまでには至っていません。




評価領域 人材育成・援助技術の向上

評価分類	評価の理由（コメント）
<p>- 1 職員の人材育成</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員育成計画」を策定し、入職後1年から5年までの段階的な達成目標や期待される役割等を具体的に明示しています。チューター制を導入し、新任職員と先輩職員1対1による指導・教育を実施するほか、フロアチーフ以上の上位職員に対してリーダー研修を定期開催するなど、人材の計画的育成にも努めています。また、目標管理面接を実施して、年度毎の職員の自己目標に基づき年3回、定例で主任が職員と面接し、達成状況の確認と評価を行っています。 ・内部研修は、施設長・主任・副主任・フロアチーフ・看護師で研修委員会を開催し、年度毎の研修計画を策定しています。また、前年度の研修アンケートの結果から職員の意向や要望を把握し、次年度の研修計画に反映しています。施設内研修は毎月開催され、常勤職員を中心に希望者は全員受講することが可能となっています。 ・常勤・非常勤ともに同じ業務マニュアルを活用しています。業務マニュアルは全職員に配布するほか、居住フロア毎の支援員室にも置いています。職員の力量のバランスにも配慮し、職員の経験年数や能力状況等に応じて配置し、非常勤職員と常勤職員の組み合わせで業務を行うなどの対応も実施しています。 ・非常勤職員の研修については、参加可能な開催時間の設定や資料配布・研修報告書の回覧などは行われておらず、資質向上のための機会確保は今後の課題となっています。また、常勤・非常勤ともに外部研修への参加は少ない状況となっています。
<p>- 2 職員の支援技術の向上・一貫性</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住フロア毎にフロア会議を毎月開催しているほか、入所児童のケース会議も毎月実施して、支援内容を検討し質向上に努めています。また、外部の臨床心理士や性の健康教育に関する専門家、児童相談所の心理判定員を招聘し、内部研修を定期的で開催するなど、外部専門家から助言・指導を受けられる体制を確保しています。 ・事故防止委員会や保健委員会、給食委員会など複数の会議を発足し、毎月定期開催して検討・協議を行っています。また、業務分担表に担当職員と業務内容を記載し、役割分担と責務を明示しています。 ・子どもの支援に関するマニュアルは、主任・副主任等の管理職が担当して、年1回定期的に見直しを行っています。また、子ども一人一人の情報は、個人台帳・児童育成記録・看護記録等に記載し、職員間で情報共有を図っています。一方、子どもの支援に関するマニュアルは、定期的見直し以外には改訂・更新は行われていないほか、宿直対応の情報共有は、職員の担当フロアにより把握状況に格差も生じています。

職員のモチベーション維持



- ・施設内に意見箱を設置し、子どもや家族からの苦情・要望に加え、広く職員からも改善提案を受け付けています。また、個々の職員から業務に関するアンケート調査の実施や、面接場面で直接意見を聴取して業務改善提案を募るなど、適宜改善に向けた取り組みを行っています。具体例として、休憩時間の確保や休暇取得に関する改善提案をもとに、労働環境の整備を図った事例などが報告されています。
- ・チューター制の導入やリーダー研修を通じて、職員の意識向上や管理職のリーダーシップの高揚を図るなど、支援現場での意思尊重と権限委譲に努めていますが、職員の階層ごとの職務権限の明示や責任の明確化はなされておらず、職員毎の認識に差異が生じています。

評価分類	評価の理由（コメント）
<p>- 1 経営における社会的責任</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルと業務遂行のチェックリストを策定して職員の基本的姿勢・態度を明示し、職員就業規則・倫理規定において罰則規定を定め、不適切行為の禁止を明文化しています。一方で、全職員を対象とした行動規範の確認機会がなく、職員によって周知徹底に差異が生じています。 ・施設入所棟の入口に決算報告書を掲示したり、施設広報誌に財務諸表を掲載するなどして経営・運営状況を公開していますが、掲示される財務諸表は前々年度で、広報誌発行も定期発行されておらず、積極的な情報開示には至っていません。 ・ゴミ減量化とリサイクルを推進するほか、節電にも努めています。また、全体会議等で光熱水費の前年比較結果を提示するなど、全職員の意識向上にも努めています。施設敷地内に草花を育てたり、子どもと一緒にゴーヤ栽培を行うなど、緑化の推進も行っています。一方で、環境配慮に関する考え方を施設の方針や目標に掲げるまでには至っていません。
<p>- 2 施設長のリーダーシップ・主任の役割等</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、施設運営や基本方針の実行に際し、施設職員の意見を聴取し、入所児童や家族の意向も加味して総合的に判断しています。策定した事業運営方針は、施設会議等で説明しています。 ・事故防止委員会や保健委員会、給食委員会など、複数職種が参加して検討を行う委員会を複数発足し、施設支援の質向上と改善に向けた組織的な取り組みを実施しています。 ・主任は日々の業務状況や職員配置等を確認して業務状況の把握を行っているほか、職員の目標管理面接を通じて個々の業務状況や意向把握も行っています。また、現場職員に対し、支援現場の視点を踏まえて施設長の指示や運営方針を分かりやすく説明しています。 ・「職員育成計画」を策定し、入職3年目以降は後輩職員の指導・育成や現場リーダーとしての能力開発を目指した段階的な教育・研修を実施していますが、スーパーバイザー育成に向けたプログラムは、現在策定に向け準備中となっています。
<p>- 3 効率的な運営</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に影響のある情報は、行政通知や情報誌などのほか、国・県・市で開催される各種会合に施設長が参加し、最新情報の収集・分析に努めるほか、法改正や制度変更など重要な情報は、年4回開催される法人理事会や年2回開催の評議員会を通じて検討・協議し、施設事業計画に反映しています。施設運営の重要な改善課題は、施設の運営会

議や全体会議等で話し合い、職員間で情報共有しています。

- ・児童・障がい福祉の動向の不透明さや複雑化する障がい児支援の課題などから、中長期的な事業計画は作成していません。また、次代の組織運営に備えた経営手法や新たなサービスプロセスの構築、後継者育成の取り組みについても今後の課題となっています。

利用者家族アンケート分析

【実施概要】

実施期間：2013年6月1日～2013年6月20日

実施方法：施設から、協力を得られる利用者家族に直接配布し、該当家族より直接評価機関宛てに無記名で返送。

回収率：配付34件、回収20件、回収率59%

【結果の特徴】

まとめ

- ・【問1】の「施設の理念や方針」については、40%の人が、「よく知っている」「まあ知っている」と答え、「あまり知らない」「まったく知らない」と答えた人が35%、「どちらとも言えない」という人が20%となっています。「知っている」と答えた人は、100%の人が、理念や方針について「共感できる」「まあ共感できる」と答えています。入所に至る経緯もあり、「施設の理念や方針」を理解し共感して施設利用を選択する状況には至っていない状況が現れていると思われます。
- ・【問2】では、【問1】の傾向と同様、「施設の理念や方針に関する説明」には満足している人は50%にとどまり、「どちらかといえば不満」「不満」が30%となっています。その他の「サービスの内容」「費用や契約に関する説明」の項目では、70%以上の満足度となっています。
当施設利用者の多くが、児童相談所等行政職員から入所の必要性和施設についての説明を受け、理念や方針よりも、具体的な事柄に興味・関心が集中していることが推察されます。
- ・【問3】から【問7】までの回答では、概ね75%以上の満足度となっていますが、下記の項目では、「どちらかといえば不満」「不満」の割合が20%を超えています。
 - * 「個別支援計画を検討・作成する際の、本人や家族からの意向・要望などの聞き取り」25%
 - * 「ご本人の意思を十分にくみとっているかどうかについて」25%
 - * 「家族同士の交流を支援することについて」30%
 - * 「退所後の生活に向けた学習や体験の機会について」は25%の人が「その他」「無回答」保護者が、本人や家族の意思・要望等について施設との共有に不満を感じていることがうかがわれます。また、家族同士の交流や、退所後の生活に向けた学習や体験の機会を求める声は、保護者が本人の将来や地域生活について不安を持っていることがうかがわれます。
- ・【問8】の「総合満足度」は、「満足」「どちらかといえば満足」と答えた人が、85%となっています。自由意見では、施設への満足や感謝の言葉が多くあり、制度や設備については不満や要望の意見がありました。施設として、利用者の利便向上に向け、現場の実態を行政に伝えていく必要性もあると感じられます。職員に対して、「誰に対しても挨拶をして欲しい」「施設内のもめ事があった場合、どんな内容でも親に報告（細かく）してもらいたい」「職員から家庭への連絡があまりない」等の意見があり、施設と家族とのコミュニケーションの工夫が望まれます。

利用者家族アンケート集計結果

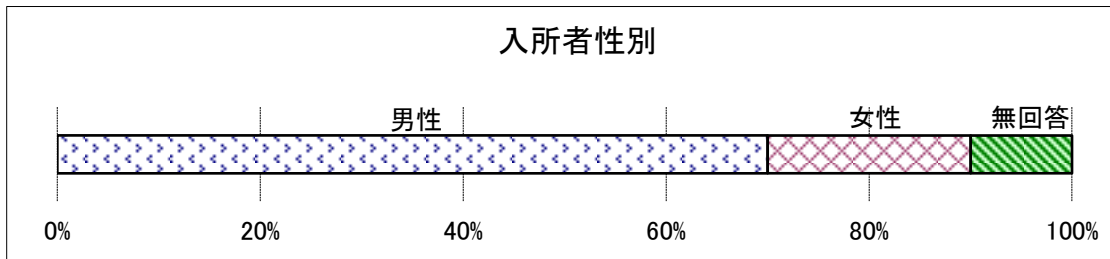
調査期間：2013年6月1日～6月20日

回収率：59%【回収20枚／配布34通】

【属性】

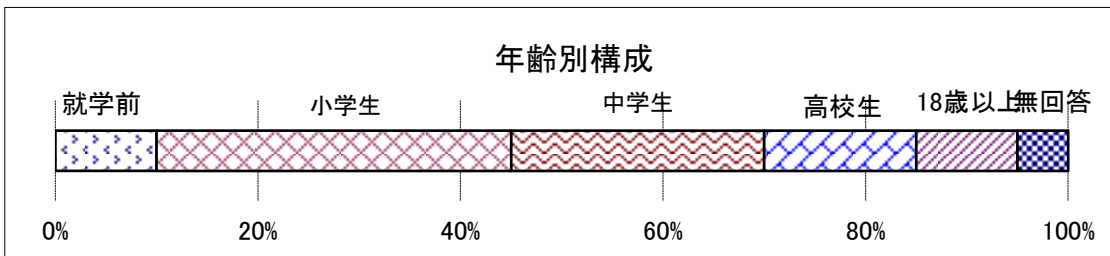
1 入所者性別

男性	女性	無回答	計
14	4	2	20



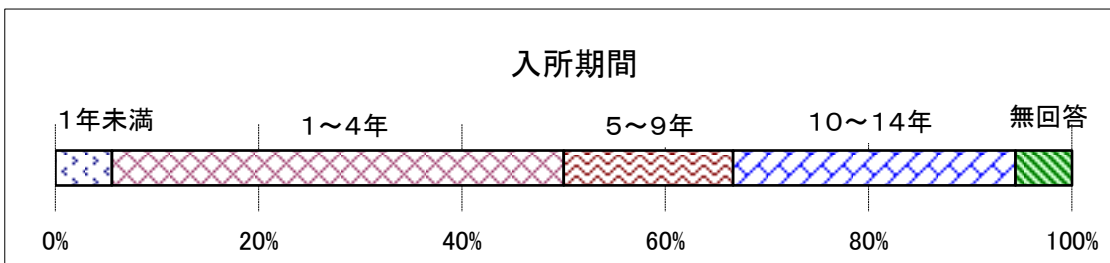
2 年齢

就学前	小学生	中学生	高校生	18歳以上	無回答	計
2	7	5	3	2	1	20



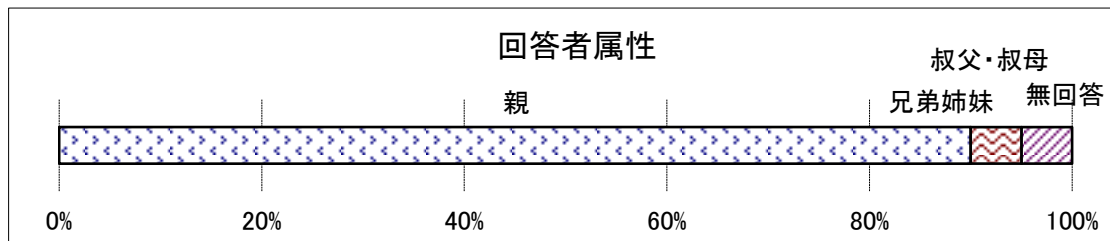
3 入所期間

1年未満	1～4年	5～9年	10～14年	15年以上	無回答	計
1	8	3	5	2	1	20



4 続柄

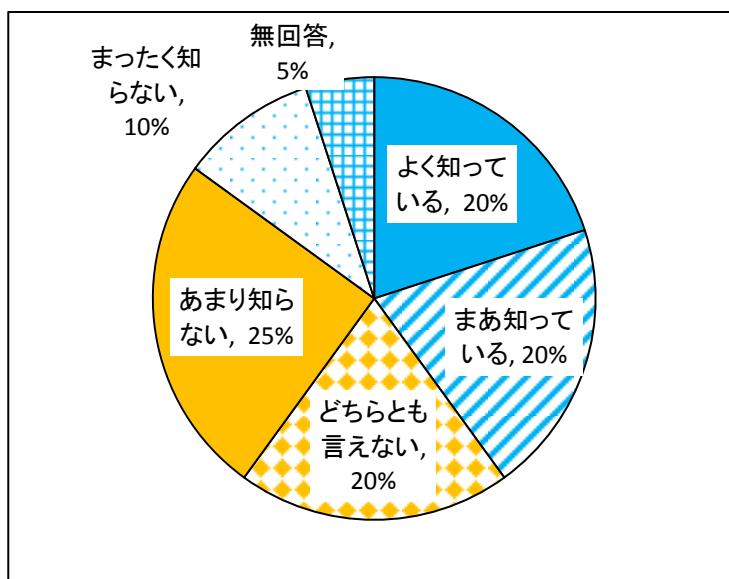
親	兄弟姉妹	叔父・叔母	その他	無回答	計
18	0	1	0	1	20



問1:

(%)

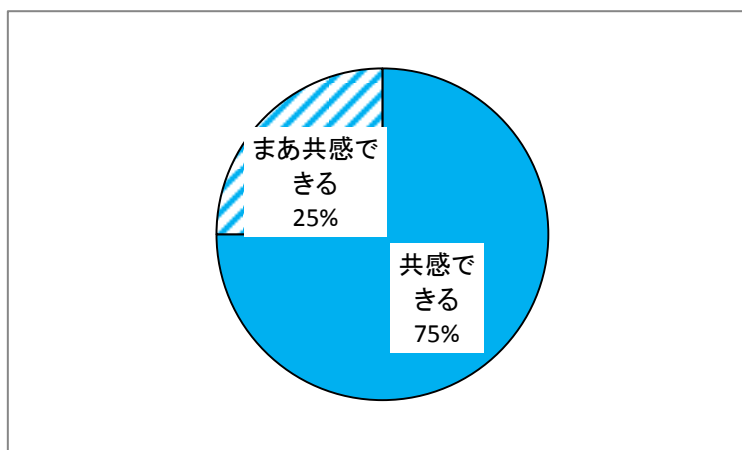
問1:	よく知っている	まあ知っている	どちらとも言えない	あまり知らない	まったく知らない	無回答
あなたは、この施設の基本理念や基本方針をご存じですか	20.0	20.0	20.0	25.0	10.0	5.0



付問1:

(%)

付問1:	共感できる	まあ共感できる	どちらとも言えない	あまり共感できない	共感できない	無回答
あなたは、その理念や方針は共感できるものだと思いますか	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0



問2: 入所時の状況について

(%)

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答
施設に関する情報提供については	25.0	55.0	15.0	5.0	0.0	0.0
施設の理念や方針に関する説明には	25.0	25.0	25.0	5.0	15.0	5.0
サービス内容に関する説明には	30.0	45.0	15.0	5.0	5.0	0.0
費用や契約に関する説明には	35.0	35.0	10.0	5.0	15.0	0.0

問3: 支援の計画について

(%)

	満足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不満	その他	無回答
個別支援計画に関する説明には	25.0	45.0	5.0	15.0	10.0	0.0
個別支援計画を検討・作成する際の、本人や家族からの意向・要望などの聞き取りには	30.0	30.0	10.0	15.0	15.0	0.0
退所後の生活に向けた学習や体験の機会については	35.0	25.0	0.0	15.0	20.0	5.0

問4①: 日常のサービス内容について

(%)

	満足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不満	その他	無回答
食事に関しては	60.0	30.0	10.0	0.0	0.0	0.0
入浴に関しては	55.0	35.0	10.0	0.0	0.0	0.0
排泄に関しては	60.0	15.0	15.0	0.0	10.0	0.0
日曜日などの余暇の過ごし方については	50.0	30.0	15.0	0.0	5.0	0.0
子どもの健康面に対する日常的な配慮には	65.0	15.0	10.0	5.0	0.0	5.0
子どもの病気やケガなどの時の対応については	55.0	25.0	15.0	5.0	0.0	0.0
薬の安全な管理については	60.0	30.0	5.0	0.0	0.0	5.0
子どもに伝わるようなコミュニケーションの工夫については	55.0	20.0	20.0	0.0	5.0	0.0
ご本人の意思を十分にくみとっているかどうかについては	55.0	20.0	20.0	5.0	0.0	0.0
預り金やお小遣いの管理については	65.0	10.0	5.0	5.0	15.0	0.0
預り金やお小遣いの出納、使用状況の説明については	60.0	15.0	5.0	10.0	10.0	0.0
平日の日中活動のプログラムについては	50.0	30.0	15.0	0.0	5.0	0.0

問5: 施設の安全対策などについて

(%)

	満足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不満	その他	無回答
事故防止のための取り組みについては	40.0	40.0	15.0	5.0	0.0	0.0
衛生管理や感染症対策については	50.0	30.0	15.0	0.0	5.0	0.0
事故が発生した後の対応については	50.0	30.0	15.0	0.0	5.0	0.0

問6: 施設と家族との連携・交流について

(%)

	満足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不満	その他	無回答
施設の理念や方針に関するご家族への説明については	40.0	30.0	10.0	10.0	10.0	0.0
子どもの様子に関する説明や情報提供については	50.0	30.0	0.0	20.0	0.0	0.0
施設の様子や行事に関するご家族への情報提供については	35.0	45.0	5.0	15.0	0.0	0.0
行事の開催日や時間帯について、ご家族が参加しやすいような配慮については	40.0	35.0	10.0	5.0	10.0	0.0
家族同士の交流を支援することについては	30.0	30.0	30.0	0.0	5.0	5.0

問7: 職員の対応について

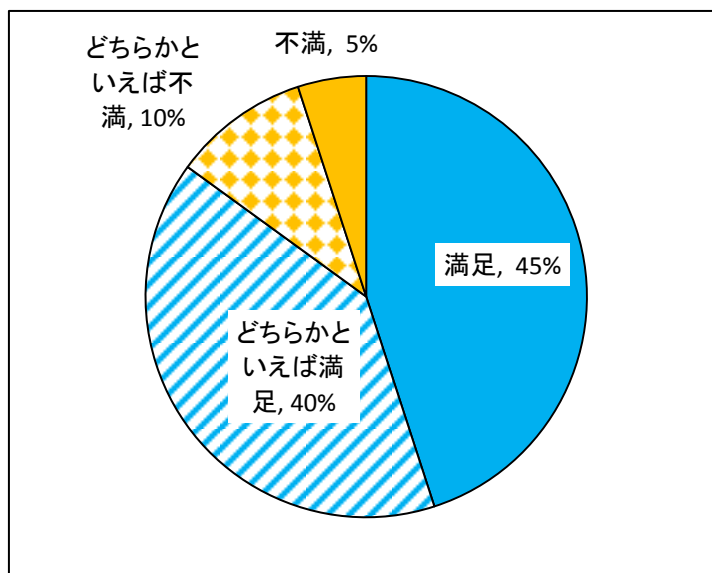
(%)

	満足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不満	その他	無回答
職員の、子どもへの普段の声かけや接し方については	60.0	25.0	10.0	0.0	5.0	0.0
職員の、保護者への普段の声かけや接し方については	50.0	25.0	20.0	0.0	5.0	0.0
不満や要望を聞く体制については (気軽に言うことができるかなど)	50.0	30.0	5.0	10.0	0.0	5.0
不満や要望への対応については	45.0	30.0	10.0	10.0	0.0	5.0
総合的にみて、職員の対応についての満足度は	50.0	35.0	15.0	0.0	0.0	0.0

問8: 総合的な評価

(%)

	満足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不満	無回答	計
総合満足度は	45.0	40.0	10.0	5.0	0.0	100



利用者本人調査

【実施概要】

実施日時：2013年7月1日（月）

調査対象および実施方法：

- ・聞き取り調査方式については、2013年7月時点で在籍する入所利用者のうち、比較的交流の取りやすい利用者のリストアップを事業所に依頼し、5人に実施。
- ・聞き取り調査の実施方法は、「横浜市福祉サービス第三者評価（障害児施設編）利用者本人調査票」の質問項目に沿って、1人あたり15分程度の面接を行った。

調査対象利用者は5人のみであり、利用者全体の標準的な特徴とは限りません。

【調査結果の概要】

今回の調査では、対象となった子ども一人ひとりが施設入所に至った経緯を受け止め、自分なりの考え方をもちながら、自分のペースで落ち着いて過ごしている様子が感じられました。また、下校後や夜間の自由時間もそれぞれが興味関心のあることに各々のペースで取り組んでいる様子がうかがわれました。面接場面以外にも、調査中に会話を交わした数人の児童からは、利用者同士を思いやる言葉や、職員をはじめ清掃や学習支援などのボランティアに対する感謝の言葉も聞かれました。

【質問項目別の特徴】

施設での生活について

《食事について》

施設の提供する食事には概ね「満足」との意見が聞かれています。「調理担当者が優しく対応してくれる」「好きな物をリクエストすることが出来る」といった意見も聞かれたほか、クラブ活動などで帰宅が遅くなっても食事が提供されることに感謝する言葉や、自分で買い物が出来る子どもは、休日の外出等で好きなお菓子を買ってきて楽しむことも出来るといった回答も聞かれています。

《入浴・整容について》

それぞれの生活に応じて、順番に自分のペースで入浴することができています。

就寝時間は、それぞれの体力や状況に応じて、幅があり、就寝時間を考慮して、入浴や整容について支援員の援助を受けながら、できるところは自分でおこなっている様子がうかがわれました。

《遊び・余暇について》

年齢や障がいに応じて、趣味や習い事ができ、小遣いの管理が出来る子どもは、外出時に好きな洋服やお菓子などを買うことを楽しみにしています。

休日や自由時間には、ゲームやテレビなどを楽しみ、レクリエーションでの外出は、自分の興味のあるプログラムに参加できることを楽しみにしています。

職員との関係について

職員は話しや相談もしやすく、概ね良い関係を保っていることがわかりました。しかしながら回答の中には、「厳しい言葉や納得のいかない対応もあるが、諦めている」という意見や、「若い子どもの気持ちをもっと分かってあげてほしい」といった意見も聞かれるなど、表面化しにくい、潜在的な不満や要望も確認されています。

ともだち関係について

お互いに出来ないところを助け合い、概ね良い関係が出来ているようでした。自己主張をする他の利用者との関係性に悩むときもあるそうですが、自分なりに友だちとの距離の取り方を工夫し、共同生活がスムーズに行えるよう努力していることがわかりました。

今、施設で楽しいこと

自由時間には、テレビ・CDの鑑賞やゲームなど楽しんでいます。休日やレクリエーションでは、買い物や趣味、スポーツなど、好きなことをそれぞれ楽しんでいる様子がわかりました。また、幾人かの子どもからは、「お母さんが来てくれるのが嬉しい」「送られてくるプレゼントが楽しみ」等、家族との関わりを心待ちにしている意見が複数聞かれたほか、両親や家族と自由に会えない状況を自分なりに理解しようと努力するようすもうかがわれました。

今、施設で嫌なこと

ヒアリング場面では、嫌いなことや困ったこと等について、明快な意見は聞かれませんでした。一方で、「職員や友達との関係の中で不満があっても、誰にも相談できずに我慢している」という意見が聞かれたほか、自宅に帰れないことや親に会えないことなどの辛さを感情で表すなど、自分の気持ちをうまく表現できない小さな子どもに対して、「もっと気持ちを受け止めてあげてほしい」といった意見も確認されました。そのほか、職員に不満を伝えても「改善されたという実感を感じない」との声も聞かれました。

今、施設にお願いしたいこと

聞き取り調査の場面では、積極的な要望は聞かれない状況となっています。しかしながら、今回の調査対象の子ども多くは、自身の障がいや入所の経緯等を自覚し、自分の意見を発言する力を持っていることが感じられる結果となっています。その反面、子ども達の中には、大人への配慮や現実への順応などから、自分達の思いを伝えることに消極的になっているようすも確認されています。今後は様々な機会や場面を通じて子ども達の声を引き出し、改善に向け施設全体で取り組む体制作りが期待されます。



事業者コメント

第三者評価を受審して

社会福祉法人 横浜訓盲院
施設長 鳥居 正義

この度、第三者評価を受審し、4月に受審契約、理事長、理事、職員への事前説明、5月中旬から6月20日まで職員全員への自己評価、6月1日から20日まで利用者家族へのアンケート実施、7月1日、10日の両日調査員の訪問実施調査、10月4日仮報告書の確認作業等と半年間に及び調査ときめ細かな報告書の作成をして頂きました。

現在、横浜訓盲院が抱える大きな課題が2つあります。1つ目は、築46年経過し、至る所老朽化している利用者住居棟・管理棟・講堂です。2つ目は、昨年4月1日より児童福祉法が改正され、障害の一元化になり、盲児施設から福祉型障害児入所施設になりました。視覚障害児、盲重複障害児以外の他障害児（知的・聴覚・言語・肢体不自由）が入所できる仕組みになり、利用者支援に対する職員育成です。上記現状時に、所管であります横浜市障害児福祉保健課より、第三者評価の受審を助言され実施に至りました。

受審に際しての目的として職員自己評価、利用者家族アンケート、利用者本人調査の各評価項目を知り、今後の施設運営、利用者支援の一助にすることでした。評価結果を通して、現在の施設運営、利用者への支援レベルが横浜市が提示している評価基準のどのレベルにあるかを職員全員が周知・共有し、諸課題を一つひとつ丁寧に対応し、レベルアップを目指し努力して行くことが責務だと思えます。さらに、評価結果についての講評、分類別評価、利用者家族アンケート分析、集計結果、利用者本人調査等のご意見、ご指摘事項等を施設長始め職員一人ひとりが真摯に受け止め、利用者の福祉向上に努めます。

福祉支援は人の手をとおして人に提供される支援であり、公的な制度のもとに提供される支援であることから、常に倫理的な規制や、社会福祉法、その他関係法令上の規制を受けています。今後も理事長、法人役員、施設長、職員一人ひとりに至るまで、関係法令、法人等の組織が定めた諸規定はもとより、法人の基本理念である「利用者一人ひとりの尊厳を守り、自立を支援し、家庭的雰囲気の中で安心した生活を送る」ことや社会的なルールを遵守し、社会的責任に応えることを約束し、実行致します。そして、今後も横浜訓盲院が地域社会の一員として、地域社会と共に歩んでいきたいと思えます。

